

地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院における中期目標期間の終了時の検討について

1 趣旨

1. 地方独立行政法人法上、中期目標期間の終了時において、設立団体の長が
 - ・法人の業務の継続又は組織の存続の必要性
 - ・その他その業務及び組織の全般
 について検討を行い、所要の措置を講ずることとなっている。
2. また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くこととされている。

【参考】地方独立行政法人法（中期目標の期間の終了時の検討）

- 第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

2 方針

岐阜県地方独立行政法人の評価の基本的な考え方（平成 22 年 9 月 3 日、平成 30 年 7 月 9 日岐阜県地方独立行政法人評価委員会決定）において、法第 30 条第 1 項の規定に基づき法人の業務の継続の必要性等の検討を行うに当たって、評価委員会が意見を述べる際には、

- ・当該中期目標期間の各事業年度評価の結果
- ・その後の中期目標及び中期計画の達成の見込み等 を踏まえることとしている。

3 中期目標期間の終了時の検討及び措置(案)

(1) 業務の継続又は組織の存続の必要性

○各法人の年度別全体評価結果

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
岐阜県総合医療センター	A	A	A	A
岐阜県立多治見病院	A	A	A	A
岐阜県立下呂温泉病院	B	B	B	B

A	中期目標の達成に向けて順調な業務の進捗状況にあり、現行の努力を継続することで、目標を十分に達成することができる
B	中期目標の達成に向けておおむね順調な業務の進捗状況にあるが、一部で十分な成果が得られていないため、一層の努力が望まれる

○各法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標期間における業務実績評価結果

岐阜県総合医療センター	A
岐阜県立多治見病院	A
岐阜県立下呂温泉病院	B

A	中期目標が十分に達成されている
B	中期目標がおおむね達成されている

→ 県立3病院は、評価委員会におけるこれまでの年度評価において、中期目標の達成に向けて「順調」又は「おおむね順調」に進んでいるとの評価を受けている。また、中期目標期間における業務実績見込評価において、中期目標が「十分に達成」又は「おおむね達成」されているとの評価を受けている。

設立団体(県)として、適切な運営が行われていると判断し、次期中期目標期間(令和7～11年度)において、地方独立行政法人の形態で引き続き業務を行うことが適当であるとする。

(2) 業務及び組織の全般

○これまで、県立3病院の業務及び組織の全般については、評価委員会の年度評価及び中期目標期間見込評価において議論や意見をいただいている。

○評価委員会でのこれまでの議論を踏まえて内容等を検討し、次期中期目標に盛り込んでいる。

→ 設立団体(県)として、次期中期目標を策定し、法人に指示することをもって、所要の措置を講じるものとする。